平成２５年（フ）第１１号
山口県岩国市麻里布町３丁目４番18―301号
破産者　江見美智子
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１８６号
山口県下関市豊浦町大字小串150番地25、前住所福岡県北九州市門司区大里本町２丁目１番12号
破産者　濵田　健司
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
山口県下関市楠乃５丁目８番24号　サンビレッジ楠乃Ｂ―201号
破産者　岡部　　満
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
山口県下関市東大和町２丁目２番17―905号
破産者　福原美智子（旧姓濱﨑）
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
愛媛県松山市北井門４丁目27番14号
破産者　大上登志也
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４号
愛媛県松山市古川北１丁目17番８号　メゾン光202号
破産者　山根　敦郎
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５号
岡山県岡山市中区御成町７番20号　トリエステ201
破産者　山根寿真子
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７２号
愛媛県松山市高砂町３丁目３番地２　高砂団地906号
破産者　代住　俊治
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
愛媛県今治市石井町１丁目１番58号　フォレストＢ棟201、前住所愛媛県今治市高地町１丁目甲1741番地１、前々住所愛媛県今治市北日吉町３丁目６番63号
破産者　池内　繁春
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１５号
愛媛県今治市常盤町６丁目３番９号、前住所愛媛県今治市常盤町８丁目３番36号今治マンション馬越別館205号
破産者　七津角アキ（旧姓檜垣）
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３６号
高知市南御座５番34―1002号
破産者　祖川　達也
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５４号
高知市宝町17番６号　紫雲荘５号
破産者　竹内　末利
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６０号
高知市曙町１丁目15番３号　木の丸曙ハイツ102号室
破産者　田上みどり
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６０号
福岡県大牟田市大字草木176番地２　グランデヴィラ銀水401号
破産者　坂口　賢二
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１０５号
福岡県大牟田市宮原町２丁目185番地５　古財アパート２号室
破産者　古財　智則
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１２０号
福岡県大牟田市臼井町61番地
破産者　中山　英臣
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１２１号
福岡県大牟田市臼井町61番地
破産者　中山美津子
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第５号
福岡県大牟田市三川町１丁目26番地38
破産者　原口　順至
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１１号
福岡県大牟田市大字宮崎1726番地２
破産者　井上　佳浩
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２４号
宮崎県都城市志比田町7186番地２プランドールソフィア103
破産者　岡本　貴子（旧姓前田）
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第７３２号
東京都江戸川区船堀３―14―19―104
再生債務者　荒井　晃一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第８７０号
東京都足立区梅田１―６―16―304
再生債務者　関根　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第８９７号
東京都杉並区天沼２―３―２―406
再生債務者　山口　匠平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第９２３号
東京都中野区上鷺宮４―13―18―203
再生債務者　平澤　光秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月31日
東京地方裁判所民事第20部